青少年インターネットWG第3回 議事要旨

- 1. 日時:日時:平成22年11月8日(月)13:00~15:30
- 2. 場所:総務省8階 第1特別会議室
- 3. 出席者(敬称略)
 - (1) 構成員

堀部 政男(主査)、藤川 大祐(主査代理)、宍戸 常寿(主査代理) 石戸奈々子、上沼 紫野、鎌田真樹子、上林 靖史、岸 千明、岸原 孝昌、 木村たま代、小圷 真司、関 聡司、曽我 邦彦、高橋 大洋、武市 博明、 竹内 和雄、立石 聡明、長田 三紀、濱谷 規夫、藤原まり子、別所 直哉、 安川 雅史

<代理出席>

グリー株式会社千原啓(青柳構成員代理)株式会社ミクシィ金子美奈(小泉構成員代理)

<欠席>

石野 純也

(2) ヒアリング事業者

株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント渉外部部長 福永 憲一

(3) オブザーバ

内閣官房 I T担当室主查 道家 知優 内閣府政策統括官付参事官補佐 本田 昭浩

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐 林 二郎

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

青少年有害環境対策専門官 関根 章文 経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐 吉川 徳明

(4) 総務省

原口亮介電気通信事業部長、鈴木信也消費者行政課長、大村真一消費者行政課企画官、 松井正幸消費者行政課課長補佐、中村朋浩消費者行政課課長補佐

4. 議事

- (1) 開会
- (2) フィルタリング提供義務のあり方について
- (3) 多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について
- (4) 閉会

5. 議事概要

(1) フィルタリング提供義務のあり方について

藤川主査代理から、資料2に基づき、フィルタリング提供義務に係る意見について 説明があった。主なやりとりは以下のとおり。

(竹内構成員)

教育関係者として、フィルタリングは義務化すべきという立場にならざるを得ない。藤川主査代理の意見では、保護者に判断権を委ねる整理になっているが、保護者のリ

テラシーが非常に弱い場合があることに留意して検討すべきだと思う。保護者と子供がきちんと向き合うことは現代の日本では難しい現状がある。現状は、親が子を虐待をしてしまう場合すらあるほどだ。

・まず、フィルタリング完全義務を法制化する必要があると思う。もちろん、高校生レベルにまで完全義務とするのかどうかは検討の余地があると思うが、少なくとも小学生レベルには求めてよいのではないか。

(堀部主査)

学齢別のフィルタリング提供義務について、構成員のイメージをもう少し詳しく説明 していただけないか。

(竹内構成員)

例えば、小学生にはホワイトリストで、中学生にはブラックリストで、高校生には親 に解除を認める、というイメージである。

(曽我構成員)

- ・フィルタリング完全義務化というが、例えば親ケータイの存在など抜け穴は必ずどこかにあるのであり、親のリテラシーを高めないと結局は問題がおきるのではないか。「子育て」という基本的なリテラシーがあれば、親ケータイを渡すとか、ブラックリストを小学生に使わせるとか、フィルタリングを外してしまうとか、そういう危ないことはしないと思う。
- ・「青少年」で一律に律するのは非常に危険であり、竹内構成員の学齢別のアプローチは 一理ある。

(木村構成員)

藤川主査代理の整理に賛成したい。フィルタリング完全義務化にすると、かえって保護者や教育関係者が安心してしまって、事業者にお任せ状態になるのではないか。

(岸原構成員)

一般的な考え方としては、竹内構成員の考え方は理解できる。しかし、保護者の判断権を認めない場合は、どういったフィルタリング基準を採用するのかが難しい課題となる。ここを間違えば検閲に近くなっていくのではないか。

(長田構成員)

藤川主査代理の整理に賛成したい。子供の自律的な利用がキーとなる。リテラシーを向上させることがまずは必要で、これは法の基本理念でもある。フィルタリングの完全義務化はこれに逆行するのではないか。

(堀部主査)

法の3条に基本理念が書かれているが、この基本理念が青少年インターネットの利用環境整備施策を貫く重要な概念。藤川主査代理の整理にある「基本的な考え方」はこれを具現化したものと評価できるのではないか。

(小圷構成員)

整理は、保護者の責任が第一であって、そのリテラシーをあげようということが趣旨だと思うが、現場の感想をいうと、関心のある保護者はいくらでも話を聞いてくれるが関心のない保護者は全く話をきかない。関心のない保護者に話をし、リテラシーが

あがるのを待っていてはいつまでたっても問題は解決しない。リテラシーがあがるとして、いったいそれに何年かかるのか。その間にも、被害にあう子供はどんどん増えていく。端的にいって、保護者に委ねていては子供の安全は守られない。子供をきちんと育てていくのは、国の政策の根幹ではないか。「保護者に判断権を」という構成員の方々の発言は、「消費社会」の文脈での発言だ。例えばナイフの購入は最終的に消費者の責任だろう。しかし、青少年インターネットの問題は「教育社会」の文脈でとらえるべきである。リテラシーの低い子供や親には、教育の観点から行政による規制が必要だ。

(堀部主査)

具体的にはどのような規制が必要か。

(小圷構成員)

青少年向けに、ホワイトリストのバリエーションを多くして提供してくべきだ。

(堀部主査)

ホワイトリストで完全義務化を法制化すべきだという趣旨ですか。

(小圷構成員)

法制化もやむを得ない。民間の自主的取組だけではなく、国及び地方公共団体がもう 少し主体的に取り組んでいくべきと思う。

(立石構成員)

ホワイトリストで完全義務を法制化することになると、何をホワイトリストに入れるのか、その基準をどうするのかという難しい問題が出てくる。また、子供の情報アクセス権をそこまで制限してよいのかという問題もある。結局はテクノロジーの問題ではなく、それを使う人間の問題。個人的に深夜にラジオを聴いていて怒られた経験があるが、メディア視聴の問題は新しいメディアが出てくるたびに繰り返される問題なのかなあと思う。

(鎌田構成員)

- ・ホワイトリストで完全義務を法制化すると、子供の情報発信能力が損なわれるのではないか。海外との比較も参考に考えていく課題と思う。
- ・藤川主査代理の整理に、フィルタリング基準に保護者の意見を、というところがあるが、子供の意見もフィルタリング基準に取り入れていくべきではないか。

(藤川主査代理)

鎌田構成員の考え(子供の意見を聞くべきということ)についてはよく分かる。具体的なイメージを聞きたい。

(鎌田構成員)

具体的なイメージがあるわけではないが、大人と子供でインターネットの利用形態が 異なることから、大人の観点だけでフィルタリングを設計してよいのかという問題意 識がある。まずは子供の観点から、現行のフィルタリングの調査が必要だろう。

(曽我構成員)

フィルタリング完全義務化すると、保護者、教育関係者、事業者が安心して、青少年 インターネット環境整備施策に緩みが出るのではないか。フィルタリング完全義務化 を検討する上では、意図的にフィルタリングを外した子供の福祉犯被害状況を調査することが必要ではないか。また、もし、完全義務化するのであれば、外した子供に対するペナルティまで考えておくべきだ。

(長田構成員)

- ・保護者が子供を育てる力が問われているのであり、そこをきちんとケアしていくこと が重要だと思う。
- ・インターネットの利用履歴の閲覧について分析されているが、親子関係が健全であれば不要だ。藤川主査代理の整理では青少年の同意が前提となっているが、もし子供の同意なしの親の閲覧を求めている方がいるとすれば、親子関係がダメになっている証拠。逆に、虐待等の問題を起こす親が欲しがっているという話もあり、非常にデリケートな課題。整理ペーパーの但書は削除してほしい。

(藤川主査代理)

私としては、利用履歴の閲覧には慎重な立場である。

(小圷構成員)

- ・先ほどの話に戻るが、法的な規制もやむを得ないといったのは、あくまで緊急対応として。私も、当然、保護者のリテラシー教育に力を入れていくべきだと思っている。 それは必須。しかしながら、保護者のリテラシーが育つのを待っていては、それまでに被害に遭う子どもが出てくる。だから、それまでの間、緊急対応として法規制をお願いしたいということ。
- ・社会的に責任を負えない未成年者に、自由に情報を享受したり、発信したりすること を無制限に認めて良いのか。責任と権利は表裏一体ではないのか。
- ・具体的な対応としては、ブラックリストではなくホワイトリストを使わせるということ。ホワイトリストを学齢別に段階的に用意し、これを利用してもらう。

(鎌田構成員)

ホワイトリストは誰が決めるのか。

(小圷構成員)

事業者がつくるのではないか。

(立石構成員)

完全義務化してしまうと、結局思考停止に陥ってしまうのではないか。それに、交通 事故が発生するからと行って、子どもを全く外に出さないという対応はとりづらいと 思う。本件は表現の自由に関わる話であり、例え緊急対応としても、蟻の一穴になり かねないことを危惧している。

(岸原構成員)

小圷構成員の気持ちはよく理解できる。しかし、現段階でそこまでやらなければならない切迫した状況が生じているだろうか。また、青少年は自由に意見を述べてはいけないのか。

(小圷構成員)

青少年が自分の意見を述べていいのかどうかは、彼らがそれに責任をとれるのかとい う問題と表裏一体だ。発信の権利が無制限にあるとまではなかなか言えないのではな いか。

(濱谷構成員)

藤川主査代理の整理について、「責務」とある部分だが、保護者のリテラシー能力の向上についてはむしろ16条の努力義務が相当するのではないかと思う。「ICT技術の急速な発展・・・」という記述ぶりに違和感がある。単にフィルタリングの周知の徹底とかそういった事情ではないか。携帯電話インターネット接続役務提供事業者の説明の部分だが、サービスの説明をするだけで、保護者のサポートといった話にはなりにくいのではないか。

(藤川主査代理)

- ・事業者が保護者のサポートまでやらなければならないのか、ということについてだが、 私としては一歩踏み込んだ対応をお願いしたいという気持ちで書いた。何の情報提供 もしない、サポートしない、ということではまずいだろう。
- ・私は、フィルタリングの完全義務化には慎重だが、小圷構成員のおっしゃるとおり、 色々と厳しい現状がある。リテラシーの低い保護者には、「まずはフィルタリングを」 と推奨するくらいの踏み込んだ対応をお願いせざるを得ない。

(曽我構成員)

是非、通信事業者には現状を分かっていただきたい。きくところによれば、代理店の 説明はおざなりだとのことだ。

(藤原構成員)

整理ペーパーについて、「リテラシー」という言葉に混乱があるのではないか。もっと 厳密にかき分けるべきではないか。

(藤川構成員)

具体的な不都合があれば、是非きちんと議論したい。

(木村構成員)

フィルタリングは「魔法の杖」という印象があるが、消費者にとってフィルタリングをした場合としない場合の違いがよくわからないのではないか。

(竹内構成員)

子供たちはフィルタリングを昔のイメージでいる。特定のサイトが見られないとか。 代理店で、「このサイト見られますか?」と訊いたら、「見られない」という回答だっ た。

(堀部主査)

代理店にはもう少しきちんとしていただくよう求めていくべきだろう。

(立石構成員)

利用履歴の閲覧の話だが、PCについてはこれを残しておくのは難しい。それに、リテラシーの高い子どもなら履歴を消す場合があることにも留意すべきだ。

(高橋構成員)

- ・フィルタリング関係事業者の責務部分については、まさにこの考え方をきちんとまとめ、保護者の方々に知っていただくことが重要。また、独立性を保つことは重要だ。
- ・フィルタリングについて、中学生向け、高校生向けということで学齢を明記するのは

なかなか難しいことはご理解いただきたい。能力・発達には個人差もあるし、携帯の利用率自体も含め、地域差が大きい。

(藤川主査代理)

確かに、地域差は大きいが、「デフォルトでこう」というやり方くらいはあるのかもしれない。もちろん「中学生向け」というやり方に拘るわけではない。

(長田構成員)

6ページの最後のところについてだが、第三者機関は「第三者機関」だ。第三者機関 の基準について公的機関から意見がでているときくが、そこに介入してはダメだとい うことをきちんと位置付けるべきだ。

(2) 多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について 事務局から資料3に基づいた説明、濱谷構成員から資料4に基づいた説明、株式会 社ソニー・コンピュータエンタテインメントから資料5に基づいた説明がそれぞれ あった後、主に以下のやりとりがあった。

(竹内構成員)

スマートフォンが学生に増えるのではないかという事情がある。特定の端末によっては、端末側で設定する形になっていて、フィルタリングが事実上設定されていないのではないか。その端末の販売は適法に行われているのか。

(濱谷構成員)

お話の端末については、1枚ものの設定手順書を交付する運用となっている。

(藤川主査代理)

その端末については、説明書類を交付するだけでフィルタリングがかからない状態で手交される状態になってしまっている。これで17条の義務が果たされているのかという問題がある。この点は次回以降に是非検討していくべきだと考える。

(3) 自由討議

その後、自由討議が行われた。主なやり取りは以下の通り。

(竹内構成員)

フィルタリングの完全義務化ではなく、違法コンテンツをどう排除していくかが問題 になっていくと思う。

(堀部主査)

違法情報と有害情報で対策はきちんと分かれている。青少年インターネットは、原則 的には、有害情報への対策だということを念頭にいれていただきたい。

(竹内構成員)

殺人や処刑の場面は違法情報ではないのか。

(堀部主査)

様々な事情を考慮しなければならないが、ざっくりいって違法情報ではなく有害情報 の範疇に入る。

(曽我構成員)

EMAから、こうすればもっと青少年が守れる、という建設的な提案があってもよいのではないか。

(岸原構成員)

- ・EMAとしてもできるだけ情報公開をしたいと思っている。ミニメールの監視とか、 サイトで行われている青少年対策はたくさんある。しかしながら、これをやれば完全 にうまくいくというものがあればよいが、そうではない。いたちごっこの繰り返し。
- ・EMAではなかなか対応しがたい部分もあり、行政や民間から情報を提供してほしいと思うことがある。しかしながら、この場合であっても、基準に行政が介入することは許されない。国が行うと基準が一つになってしまうことが問題。民間なら多様性を確保できる。EMAがいやならI-ROIを選べばよい。国が関与してはいけないというのはそういうことだ。

(鎌田構成員)

ここまでコミュニティサイトについて、きちんと議論し、きちんと対策をとっている 国は世界の中で日本だけ。誇ってもよいのではないかと思う。

(4) その他

- ・次回第4回会合は、12月3日(金)14時から。
- ・第三者機関の在り方および特定サーバ管理者の責任の在り方について、構成員から意見募集をすることとなった。

以 上